

18. 彼がその王国の王座に着くようになったなら、レビ人の祭司たちの前のものから、自分のために、このみおしえを書き写して、
19. 自分の手もとに置き、一生の間、これを読まなければならない。それは、彼の神、主を恐れ、このみおしえのすべてのことばとこれらのおきてとを守り行なうことを学ぶためである。
20. それは、王の心が自分の同胞の上に高ぶることがないため、また命令から右にも左にもそれることがなく、彼とその子孫とがイスラエルのうちで長くその王国を治めることができるためである。

説教

申命記には、やがてイスラエルが王政になった際の王の責任について教えられています。「彼がその王国の王座に着くようになったなら、レビ人の祭司たちの前のものから、自分のために、このみおしえを書き写して、自分の手もとに置き、一生の間、これを読まなければならない。それは、彼の神、主を恐れ、このみおしえのすべてのことばとこれらのおきてとを守り行なうことを学ぶためである。」(18-19) これによると、イスラエルを指導する王は、神の法である律法を自分の手で「書き写し」、それを「自分の手もとに置き、一生の間、これを読まなければならない」と言います。

国王といえども、神の法を守ることを免れるわけではありません。むしろ、誰よりも率先して、律法を守り行わなければなりません。なぜなら、王は神と人に仕えるために立てられたからです。国民を支配するために存在しているわけではありません。自ら率先して神と人を愛し、国民に神と人を愛するよう指導する、そこに王としての責任があります。決して国民の上に高ぶることなく、謙遜に神の律法を守り行わなければなりません。しかし、旧約の歴史を見ると、これと正反対のことがしばしば起こりました。すなわち、為政者が神の法を無視して国を支配するのです。

政治権力は為政者のためではなく国民のためにある、この基本的な事実を明らかにしたのは、17世紀、イギリスのピューリタン（清教徒）たちでした。1640年に出された教会法規には、次のように、国王の絶対神権と受動的服従が強調されました。「国王の最高にして神聖なる命令は、神権を保有し、神ご自身の制定であって、自然の根本法に基礎づけられ、旧新約聖書の明白な本文によって明らかに打ち立てられている。…臣民が王に対して攻撃的であれ、防御的であれ、武器を取ることは、…神によって立てられた権威に立ち向かうことである。…彼らは自らに審判を招くであろう。」これに対し、ピューリタンたちは、普通法学者ヘンリー・パーカーの「すべての人間の法律のうちで最高の法は人民の幸福である」との理論を採用し、「王の尊厳は国民を保存するために立てられたのであって、人民が彼に奉仕するためにつくられたのではない」と反論します。そして、王の責任は「人民の幸福」の実現にあり、それを破壊する王に対しては、国民は「人民の幸福」と「自己保存」のために合法的に抵抗できると考えて、それを実践しました。16世紀宗教改革の際には、改革者たちはおもに国家権力による「信教の自由」の侵害と戦いましたが、17世紀のピューリタンたちは「幸福に生きる権利」に関して国家権力と戦いました。

改革者たちは、為政者がなすべき統治の基準を「十戒の二枚の板」にあると考えました。すなわち、「神と人を愛する」十戒を実現することこそ理想の政治の核心であると考えます。現代風に言い換えると、「信教の自由」と「幸福に生きる権利」となります。

「信教の自由」と「幸福に生きる権利」については、実は現行の日本国憲法に、より具体的な規定があります。

そのうち第13条「個人の尊重と公共の福祉」にはこうあります。「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。」ここには、すべての国民が「個人として尊重される」とあります。具体的には、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」について、「立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」と言われています。すなわち、私たち個人ひとりひとりの生存権、それもただ生きていけばいいというのではなく、自由に幸福に生きる権利があることを国家は最大限に尊重しなければならないと言います。為政者が、行政や立法に於いて、国民一人一人の生存を脅かしたり、自由を剥奪したり、幸福を破壊するようなことをしてはならないと言うのです。それ故、国家が不法な戦争を起こして国民の生存を脅かしたり、無駄な徴兵や増税で国民の自由を剥奪し、幸福を破壊することは許されません。原発の建設と稼働により国民の生存を脅かすことも許されません。「個人として尊重される」とあるのは、かつて、戦時下、国家総動員の総力戦で不法な戦争を戦うために、「個人」が完全に「全体」に抑圧されて抹殺されたからです。

第97条「基本的人権の本質」には、この「基本的人権」が本質的に誰も「侵すことのできない永久の権利」であるとされています。「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」ここに「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」とありますが、「信教の自由」も「幸福に生きる権利」も、世からもともと認められていた権利ではありません。むしろ、先人たちが血を流しながら世に認めさせてきた権利です。16世紀には、カトリック一色の中で、改革者たちはあらゆる弾圧に耐えて、「聖書だけ」のプロテスタント信仰を長い間守り抜き、これを世に認めさせました。ピューリタンの時代には、国王の弾圧に反撃して革命を起こし、世に実現しました。「人類」と言っても、実際にはそれこそ我々の先輩キリスト者が、血を流しながら、「多年にわたる」戦いを「過去幾多の試練に堪へ」て戦ってきた「努力の成果」です。そして、この「基本的人権」を日本国憲法は「侵すことのできない永久の権利」と呼びます。「侵すことのできない永久の権利」というのですから、これは日本国憲法の他の内容より最優先すべき規定であり、憲法改正によっても「改正」できないということになります。否、たとえ人間が憲法改正によって無理やりこれを削除したとしても、それで「基本的人権」が消滅するとか損なわれることはあり得ない、ということになります。つまり、これは永遠不滅の人権であり、「日本国憲法」を超えるのです。「日本国憲法」が存在しようとしまいと、この権利はあり続けます。「日本国憲法」が認めようと認めまいと、「基本的人権」は無くならないのです。まさに人間が「侵すことのできない永久の権利」です。不滅の人権です。「現在」のみならず「将来の国民」にも有効です。なぜなら、これは明治憲法のように人間が人間に与える権利なのではなく、神が与えてくださる「天賦の人権」だからです。「(侵すことのできない永久の権利として) 信託された」と言われます。誰から「信託された」のかと言えば、神から「信託」されました。

今週8月15日には69年目の敗戦記念日を迎えます。かつて日本と植民地の人々の「天賦の人権」をことごとく抑圧する不法な戦争をしたため、神のさばきを受けて敗戦しましたが、それでも「天賦の人権」を中核とする日本国憲法が与えられたのは、神の憐れみでした。それなのに、今、再びこの「人権」が抑圧されようとしています。自民党の改憲案では、第97条「基本的人権の本質」はまるごと削除です。本来、国家は人権を抑圧してはならないのに、これを抑圧しようとしています。人権よりも国益が優先されます。「国益」と言っても、「個人個人の利益」のことではなく、政官財癒着の独占資本、すなわち「死の商人」たちの「利益」に他なりません。全世界からできるだけ多くの最大利潤を吸い上げる彼らの食欲の犠牲になって、力ない貧しい者の「天賦の人権」は抑圧されます。生活保護受給者は「人民の敵」とみなされ、生存権が脅かされます。企業中心に解雇や長時間労働が自由化され、労働者の人権が抑圧されます。福島の大規模な被害にもかかわらず、原発は再稼働され、なおも建設され、さらには海外にまで輸出されようとしています。集团的自衛権行使容認の閣議決定で、日本はますますアメリカの忠犬が

チとなって、アジアのみならず世界中で一緒に戦争をしようとしています。「国益」に沿わない日本の戦責問題などの歴史教育は「自虐史観」と切り捨てられ、都合の良い美談ばかりが飛び交って、戦争を後押しします。「英霊」とか「尊い犠牲」などと、かつての侵略戦争がいかにも麗しい戦争であるかのように美化されますが、そこには、何のために、誰のために彼らが犠牲になったのかという、当時の為政者の責任を問う声はありません。反省が無ければ、人間はまた同じ過ちを犯しますが、戦争を美化する者は、また再び同じ戦争を起こすことでしょう。「死の商人」の利益のために、一度戦争が起これば、「死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ」の「軍人勅諭」のことば通り、多くの兵士も民間人も、ことごとく「天賦の人権」が抑圧されて、死ぬことになります。そうならないようにするのが、そうしないようにするのが、憲法です。

すなわち、神が与えた神聖不可侵な「天賦の人権」を抑圧してはならない、勝手な法律を作って、国家が個人を不当に抑圧してはならないと、それを規定して**権力に枷をはめる**のが憲法です。国民の人権を不当に抑圧するのが憲法ではありません。一部の特権階級の貪欲の実現のために、何も無い貧しい国民が犠牲になってはならない、それを規定するのが憲法です。

そして、これを、「為政者」と「主権者である国民」に教えるのは、キリストのからだなる教会の役割であり、責任です。すなわち、「我々には天賦の人権がある」、「『神を信じる自由』と『平安に生きる権利』があるのですよ」と人々に教えるのが教会です。「天賦の人権」を無視する国家に、「天賦の人権」を尊重しろと主張して、認めさせていく、これもまた、世に平和を造る我々キリスト者の責任なのです。